

令和4年9月
堺市

調査基準価格設定工事における開札後の事務手順の見直しについて（お知らせ）

予定価格1億1千万円以上の調査基準価格設定工事について、現在、開札後に本市による工事費内訳書の確認を行い、当該確認が完了した後、落札候補者に対して電話連絡及び事後審査書類の提出依頼を行っています。この度、落札決定までの期間短縮を図る観点から、一部事務手順を見直すこととしましたので、お知らせします。

記

1 見直し内容

調査基準価格設定工事における工事費内訳書の確認について、調査基準価格以上の入札にあっては、開札後に事後審査と並行して行うこととし、調査基準価格未満の入札にあっては、低入札価格調査における詳細調査の中で併せて行うこととします。

これにより、従前までは、開札後から事後審査の連絡までに数日期間を要していましたが、見直し後、落札候補者に対する電話連絡及び事後審査書類の提出依頼については、開札日当日に行うものとします。

※事後審査書類の作成等に当たっては、上記見直し内容にご留意いただきますようお願いします。

2 適用時期

令和4年10月1日以降に公告する調査基準価格設定工事（令和4年11月以降に開札する調査基準価格設定工事）から適用します。